

第10回 標準委員会 研究炉専門部会
研究炉廃止措置分科会議事録（案）

1. 日時 平成13年12月5日（水） 13:30～17:00

2. 場所 東京電力（株）本店 新別館 201B会議室
千代田区内幸町1-5-3 新幸橋ビル 2F

3. 出席者（敬称略）

（出席委員）高柳（主査）、岡本（副主査）、福村（幹事）、伊東、伊藤、片岡、小林、紺谷、谷本、中井、野崎、松尾、村上、山内（14名）

（欠席委員）和泉、小山、柳原（3名）

（常時参加者）土生、村山（2名）

（傍聴者）森藺（1名）

（事務局）太田

4. 配付資料

R1SC10-1 第9回研究炉廃止措置分科会議事録（案）

R1SC10-2 研究炉用原子炉の廃止措置（仮称）一案2

R1SC10-3 標準案（第9回分科会）第2章に対する片岡委員のコメント

R1SC10-4 標準案（第9回分科会）に対する小林委員のコメント

R1SC10-5 標準案（第9回分科会）に対する事務局コメント

参考資料

R1SC10-参考1 標準委員会等の開催予定と実績

R1SC10-参考2 標準制定スケジュール（案）

5. 議事内容

議事に先立ち、事務局より、17名の委員中14名が出席しており、定足数に達している旨の報告があった。

（1）前回議事録の確認

前回議事録について承認された（R1SC10-1）。

（2）研究炉廃止措置標準案の検討

片岡、小林、松尾、山内、野崎の各委員より、R1SC10-2の各分担作成部分の説明を行った。以下のような審議が行われた。

（2. 廃止措置）

- ・今回、まず廃止措置の入口（開始）と出口（終了）の条件を明確にして、次にその出口に至る経路について述べ、その後でその中味について言及する構成とした。
- ・廃止措置の入口と出口の後、廃止措置とは何かが無くて、いきなり経路の話になるので分かりにくい。4章以下に詳細は出てくるが、廃止措置の概略がこの間に来るべき。
- ・廃止措置の概略の書き方は、放射線のリスクを無くす方法として時間的なもの／物理的なもの／その両方を利用するものがあり、このような観点で整理した概念的な書き方が良い。
- ・廃止措置の定義が不明確である。法律的には施設が8つあり、これらが全て廃止されないと廃炉とは言えないことでは永久に廃炉はできない。法律論と技術論とを分けて考える必要がある。
- ・技術論としては、原子力施設と原子炉施設を分けて考える必要がある、この中で原子炉施設の定義を明確にする必要がある。廃炉のために別施設を設置許可を受けて作る。これは廃炉とは切り離して考えるべき。
- ・無制限利用ができない場合、転用への道を残す必要があり、廃止措置の完了の1項に転用について加える必要がある。
- ・“廃止措置の開始”の記述が最低限の“廃止措置の完了”の条件である。
- ・3頁、下7行の“なお書き”以下は解説に書くべき事項である。また、“許可・認可”とあるのは現在“届け出”のみである。
- ・4頁b) 放射物の撤去は、以前“解体撤去”となっており“完了”と取られる恐れがあることから変更したが、廃炉のイメージがないとの意見があった。
- ・設置許可は施設の枠取りであり、廃止措置の段階で設置許可との不整合が生じるのは法律違反とはならない。

（3. 運営管理）

- ・この章の前に廃止措置で何をやるか（放射能の閉じこめを十分に行い、安全上の配慮をしながら解体工事を進める）があるべき。いきなり運営管理が出てくるのは唐突過ぎる。
- ・“3.2 組織”の「放射線管理、品質保証に関する独立した組織」については、放射線管理は実務そのものであり、品質保証も全てに対してそこまで要求するかは疑問。「また、……独立して設け、」は削除する
- ・組織の独立性については、解説の中でそのポリシーを記載する。
- ・組織として必要なものを放射線管理、品質保証以外のものを含め解説に記載する。
- ・発電所の品質保証は安全のためのものである。“3.4 品質保証計画”については、廃止措置の場合何が対象でどこまでやるかを考える必要がある。

(4. 廃止措置計画)

- “4.1 設計段階の考慮事項”については、“1. 適用範囲”に記載されている「運用の停止から……」と矛盾しており、ここに書く必要はない（重要なので何らかの記載があった方が良いとの意見もあり）。
- “(16) 見積費用と資金計画”について、見積費用については算定が困難、結果をどう評価するのか等疑問との意見がある反面、資金計画は重要であり、かつ費用見積の無い資金計画は考えられないことからこれは必要との意見もあった。

(5. 放射線安全評価)

- 計算結果と比較するものがないと評価にならないことから、判断の目安を付け加えた。

(3) その他

事務局より、標準委員会からは「規格としてメリハリのある」ことが強く求められており、規格すべき事項がなんであるかを明確にする必要がある。また規格本文に書くべき事項と解説事項との切り分けが標準委員会での論点になっている等の説明があり、各委員の原稿段階から“標準作成手引き”に従い作成することを確認した（RISC10-5）。

(4) 今後の予定

- 以下の分担で用語の作成（必要な用語とその説明）を行うこととした。
2章：伊東 4章：村上 6章：中井
3章：谷本 5章：谷本 7章：伊藤
- 本日の議論を踏まえた修正案を12月18日（火）迄に村山氏宛て送付することとした。
- **上記を整理した標準の分科会原案に沿って、次回（第5回）研究炉専門部会において中間報告を行うこととした。**

6. 次回開催予定

第11回分科会を、1月21日、22日、23日を候補として後日アンケートにより決定することとした。

以上